

令和3年度香川県特別会計補正予算議案

令和3年度香川県特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を、次に掲げる特別会計について歳入歳出それぞれ次のとおり補正する。

	補正前の額		補正額	計
2 中小企業高度化資金特別会計	181,651 千円	△	60,473 千円	121,178 千円
3 臨海工業地帯造成事業特別会計	3,967,959		199,539	4,167,498
4 集中管理特別会計	96,459,660	△	2,796,678	93,662,982
5 証紙特別会計	2,798,733	△	96,000	2,702,733
6 栗林公園特別会計	309,678		10,122	319,800
7 吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計	1,353,193	△	865,535	487,658
8 番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	321,654	△	128,183	193,471
10 沿岸漁業改善資金特別会計	132,643	△	7,008	125,635
11 駐車場事業特別会計	393,797	△	5,370	388,427
12 内陸工業団地造成事業特別会計	41,428		1	41,429
13 県立大学特別会計	874,140	△	25,437	848,703
14 奨学金特別会計	535,865	△	43,410	492,455
15 県債管理特別会計	92,246,022	△	1,077,532	91,168,490
16 国民健康保険事業特別会計	102,280,099		1,029,587	103,309,686

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。